

令和7年3月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

5番	横井克典	6番	板倉克典
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	柴田寿文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐藤雅人	会計管理者兼 会計課長	大木弘己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊藤隆彦	監査委員 局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	山森隆彦	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	浅野克教	健康推進課長	山守美代子
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦

児童課長	飯田宏基	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	早川昇作
学校教育課長	田畑由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	飯塚義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	田口邦郎
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和7年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和7年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和7年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和7年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第9 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第10 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 弥富市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について

- 日程第17 議案第18号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 市道の認定について
- 日程第22 議案第23号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第23 議案第24号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第25号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第26号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と板倉克典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 令和7年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和7年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和7年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和7年度弥富市下水道事業会計予算

日程第8 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第9 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第10 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第12 議案第13号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第14号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第14 議案第15号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第16号 弥富市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第16 議案第17号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第18号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第19号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19 議案第20号 弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

日程第20 議案第21号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第21 議案第22号 市道の認定について

日程第22 議案第23号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第23 議案第24号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

日程第24 議案第25号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第25 議案第26号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第1号から日程第7、議案第6号まで及び日程第8、議案第9号から日程第25、議案第26号まで、以上24件を一括議題といたします。

本案24件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 皆さん、おはようございます。

5番 横井克典です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

私からは、議案第16号弥富市犯罪被害者等支援条例の制定についての内容2点をお尋ねいたします。

1点目は、弥富市犯罪被害者等支援条例第4条、市の債務のところ、市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとありますが、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか、お尋ねします。

2点目、第8条、経済的負担の軽減では、市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする規定されていますが、必要な支援とは具体的にどのようなもののでしょうか。以上、2点お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 一括の答弁でよろしいですか。

○5番（横井克典君） 一括でお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 第4条は市の責務を規定したものであります。犯罪被害者等支援に関する施策の具体的な内容につきましては、第7条、相談及び情報の提供等、第8条、経済的負担の軽減、第9条、広報及び啓発に規定がございます。

第7条では、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにする

ため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うとしております。具体的には、関係機関等が行っている利用可能な制度や支援、医療に関する情報などについて、犯罪被害者や御遺族の方が安心して相談できる問合せ先として、犯罪被害者等総合的対応窓口を設置し、関係機関等への橋渡しを行うことなどを想定しております。なお、これらの支援については既に対応済みであります。

第9条では、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うとしております。具体的には、社会全体で犯罪被害者等の支援が行われるよう、また、配慮のない言動や無関心による二次的被害の発生を防止するため、犯罪被害者等支援パネル展の開催や、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用した広報・啓発活動を行うことを想定しております。

そして、第8条でございますが、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うとしております。具体的には、弥富市犯罪被害者等支援金支給要綱を制定し、遺族支援金等を支給することを想定しております。なお、これに伴う予算については、令和7年度一般会計予算に計上をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

私自身が議案配付の日ちょうど、個人的にコロナにかかりましてそういう説明がなかなか受けられていなかったものですからそういったもし、既に説明済みのことがあろうかと思いますが、御容赦していただいて答弁していただければと思います。

まず議案第1号でございます。

この議案第1号の予算ですけれども、歳入面では市税収入が大きく伸びております。とはいえ、その一方で地方交付税が大きく減っています。この要因を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、通告が上がっているのは第9号からです。

○7番（那須英二君） 第1号はあるけど。

○議長（堀岡敏喜君） 第1号は最後だね、最後からやっているんだね。

○7番（那須英二君） いや、順番は1号からかなと思って。

○議長（堀岡敏喜君） 1号からやる、ごめんなさい、失礼しました。

○7番（那須英二君） 調整しただけです。

○議長（堀岡敏喜君） 続けてください。

○7番（那須英二君） 要は、市税収入が大きく伸びているんですけども、ただその一方で地方交付税が逆に大きく減っていますと、歳出を見ると、逆に20%扶助費が増えております。そうすると、整理をするとまず地方交付税が大きく減っている原因と、あと扶助費が増えている主な要因を教えてくださいませんか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まず、市税収入が大きく伸びているが、地方交付税が大きく減っている、この要因はについてを御答弁させていただきます。

市税収入の増の大きな要因としましては、固定資産税の増加と令和6年度に実施された定額減税が令和7年度には実施されないことによるものでございます。地方交付税の減の大きな要因としましては、税収の増加により基準財政収入額が増加し、財源不足額が縮小するものと見込まれるためでございます。

次の御質問で、歳出では20%も扶助費が増えているが、主なものとその要因はについて御答弁させていただきます。

扶助費の主な増額要因につきましては、公定価格の上昇及び、保育所民営化に伴い施設型給付費が約2億9,000万円の増、令和6年度の制度改正に伴う児童手当が約2億8,800万円の増、年間延べ利用者数の増加に伴う介護給付費・訓練等給付費が約1億1,200万円の増となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 収入等が増えているということと、逆に交付税が減っている。

扶助費のほうも答えていただきましたが、義務的経費と扶助費が増えれば当然交付税が増えるというふうに私は認識しておるわけですが、その上でなぜこの交付税が減っているか。例えば今、弥富市の財政力指数がどういう状況にあって、昨年と比べてどう変化したからこのように減ったあるいは増えた、増えたのはないので、減ったということなのか、その財政力指数等の算定の上で多分交付税というのを見て措置されると思うんです。人件費とかもかなり増えているわけですけども、そういう中で今の財政力指数に関する交付税の減額の要因というのをどの辺りで見えたら正しく読めるのかなと思っているの、その辺りがちょっと詳しく分かればお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 答弁させていただきます。

財政力指数につきましては税収の増を見込んでおりますので多少、やはり財政力指数は上がってくるのかなというふうに見込んでおります。それ以外の要因としまして、扶助費が議員のおっしゃるとおりに伸びるという想定をしておるんですけども、扶助費が伸びるとい

うことに伴いまして、国と県からの補助金、負担金というものが増えてまいります。そういったところで一般財源の負担というものが多少抑えられるという側面もございますので、一律に扶助費が伸びるからといって交付税の伸びにつながるというものではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） いろいろ交付税の算定というのはちょっと分かりにくいものですから、そういう中で、扶助費が増えるというやはり交付税も増えるというようなイメージですからそういったところも踏まえて、やっぱり財政がどこに今弱点があるのかというのは分析していかなきゃならないなと思っております。

続きます。

議案第9号ですが、デジタル社会に向けた調整だと思います。弥富市から頂いた当初予算案の参考資料に様々なデジタルネットワーク、例えばコンビニエンスストアで税証明が可能になるとかあるいはQRコード決済ができるとか、そういったことの関係なのかなと思いますが、この第9条の条例の制定によってどのように何が変わるのか、市民サービスにどんな影響があるのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 国の法律の改正に伴い、その法律の条文を引用している条例の項ずれ箇所を改正するものであって条例の内容が変わるものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 分かりました。ただの項ずれで影響はないということでした。じゃあ、これとはまたちょっと違うということですね、分かりました。ありがとうございます。

では、議案第10号に行きます。

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理ということで、これは文言の整理というふうに説明があったかと思えます。ただ文言の整理といっても、もともとの禁錮刑と拘禁刑が国のほうで変わったわけですけれども、この違いというのはやっぱり知っておかなければならないなと思えますので、禁錮刑と拘禁刑の違いというのは結局どういうものなんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 従来の刑罰である懲役は刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるということと、それから禁錮は刑事施設に拘置するとされております。この懲役と禁錮が廃止され、懲役と禁錮を一本化し創設された刑罰が拘禁刑です。拘禁刑は刑事施設に拘置する。拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとされております。以上でございます。



○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 2つが1つになって合体したというようなイメージでいいのかなと思いますが、この点については様々国会のほうでも議論があったと思います。ただ、うちとしては条項が変わることなので、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、議案第12号です。

弥富市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

説明によると子供の扶養手当が上がるからこれは改善だろうというふうに捉える方も多いんですが、市の条例のあらましの3つ目です。一般職の職員の配偶者に係る扶養手当を廃止すると書かれています。そういう中ではこうした廃止をすることによって今現状いる家庭が逆に少なくなってしまう可能性も出てくるわけでありまして。

そうした中でまず確認ですが、配偶者の扶養手当を廃止し、子供の扶養手当を引き上げるのとありますけれども、この配偶者の扶養手当額と今の子供の扶養手当額は幾らでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本改正は、令和7年度から8年度までの2年間で段階的に実施されるものでございます。本市職員の配偶者扶養手当につきまして、現行は次長職以下が6,500円、令和7年度には3,000円、令和8年度以降は廃止となります。部長職につきまして現行が3,500円で、令和7年度以降は廃止となるものでございます。また、子の扶養手当につきましては現行が1万円で、令和7年度には1万1,500円、令和8年度以降1万3,000円となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、一般職の場合は6,500円から3,000円ということで3,500円減る、それに対して子供の扶養手当は1,500円、あるいは翌年度は3,000円ということでそれだけしか上がらないということで、そういう中ではやっぱり減ってしまう人がいるんじゃないかなというふうに確認できました。

もう一つ、条例のあらましの9個目に書いてある特定任期付職員とはどのような方で、業績手当というのは今はどれぐらい支払っているものなんでしょうか。また、その勤勉手当というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者として、特定の業務を遂行するために一定の期間に限って任用される職員のことを指します。具体的には弁護士、公認会計士など特定の専門的な資格やスキルを必要とする職務が想定されますが、現在本市におきましては該当職員はございません。

特定任期付職員の業績手当につきましては、特に顕著な業績を上げたと認められる職員に対して支給することができるものであり、その場合、条例に規定されております給料月額1か月分相当の額を年1回支給可能とするものでしたが、本改正により、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、従来の業績手当を廃止するものでございます。また、勤勉手当につきましては年間の支給月額を上限1.75月とし、成績優秀者の場合には改正前より高い水準の支給を可能とする改正となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現状は弥富市の中では該当する方がいらっしゃらないということで、また、業績手当よりも勤勉手当のほうが報酬はアップするという確認できましたのでよかったですと思います。

続きまして、議案第16号でございます。

先ほど横井議員が質疑を行った部分もあるわけですが、漠然的にはちょっと理解したと思うんですが、具体的に現在行っている支援があるのかということと、また、この条例が今制定されるということで具体的な支援の方法は考えられているのかということ、ここの当初予算の参考資料のほうにも具体的に金額として載っているわけですが、そういう中でどういう支援がされるのかということで質問をしていきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 横井議員の議案質疑でも御答弁申し上げましたが現在本市で行っています支援としましては、犯罪被害者等が利用可能な制度や支援、医療に関する情報などについて犯罪被害者や御遺族の方が安心して相談できる問合せ先として犯罪被害者等総合的対応窓口の設置及び関係機関等への橋渡しがございます。その他、社会全体で犯罪被害者等の支援が行われるようにまた、配慮のない言動や無関心による二次的被害の発生を防止することを目的とし犯罪被害者等支援パネル展を関係機関とともに開催をしております。

条例制定後の支援につきましては、経済的支援として弥富市犯罪被害者等支援金支給要綱を制定し、遺族支援金等を支給することを想定しております。なお、これに伴う予算については令和7年度一般会計予算に計上をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 支援金が支給されるということで、この財源というのは市が、独自の財源なのか、あるいは国や県の補助があるのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 全て一般財源でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一般財源で市独自の単独事業ということで、単独事業と言えるのかど

うかは分かりませんが、市の持ち出しになるということで確認できました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員、もう少し言葉をはっきりと、大きな声でお願いします。

○7番（那須英二君） 市独自の単独の支払いになるということが確認できましたということです。

議案第17、18は割愛させていただいて議案第19号ですね。17、18は確認したら対象がなかったということなので、それは説明済みということだったので割愛させていただいて、議案第19号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてですが今回もまた国民健康保険税の値上げ、一部若干下がっているところもあるはあるんですがこうした値上げということであります。どのような状況の下でこの値上げというのを考えられたんでしょうかお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

国保加入者が保険医療機関に病気やけが等で受診した場合、自己負担分を除く部分を保険者として支払う保険給付費等が医療の高度化により増えている現状であり、国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには国民健康保険税を適正に賦課し収納していくことが重要であり、国民健康保険税率を保険給付費等の推計に見合うよう賦課する必要があるためでございます。また、担税力薄弱の方への配慮として、低所得者への介護分を除く均等割額及び未就学児に係る均等割額の軽減を増やすこととしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国保の保険給付額が上がっているということです。上がれば上がるほど、どんどん上がっていくと毎年のように今上がっておりますので負担がえげつないものになってきています。また委員会でも追加質疑をさせてもらいたいと思っておりますが続けます。議案第20号でございます。

弥富市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正でございますけれども、包括支援センターの基準緩和ということですが、弥富市において現在の制度ではこの人員確保というのが困難なのか、具体的にはどのような基準緩和なのか教えてください。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の条例に定める地域包括支援センターの人員配置基準に基づくと保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が各2人ずつ、計6人必要となります。本市は地域包括支援センターを海南病院に委託しており、3職種各2人の計6人全てが常勤職員であり人員配置基準を満たしておりますので、現在の制度で人員確保が困難ということではございません。

続きまして、具体的にどのような基準緩和かということでございますが、改正の概要につ

きましてはこれまでの人員配置基準を原則とした上で地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、1点目として、常勤換算方法により人員配置基準を満たすことが認められるということでございます。なお常勤換算方法とは、非常勤の従業者の勤務延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することで従業者の員数を常勤の従業者数に換算する方法でございます。2点目として、複数のセンターが担当する地域の高齢者人口を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするということであり、本市の地域包括支援センターは1か所のみということで、特に影響するものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 基準緩和をしなくても人員確保というのが困難にはなっていないということが確認できました。また、本来は複数センターでもよくなるけれども、うちはもともと1か所だから影響はないということでした。ただ、常勤換算方法ということで、今保育所等でやられている常勤的な延べ時間数のカウントでオーケーということになるということでしたので、その辺りは緩和されるのかなと思います。

最後に、議案第26号でございます。

補正予算ですが、今回の国の物価高騰対策支援交付金は合計で幾ら入っているのでしょうか。給食費についても通告したんですが、一般質問等で答えていただいたのでこの部分は割愛します。

まず、支援交付金が幾ら入っているのかを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年12月17日に国の補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として推奨事業メニュー分で7,837万円の交付限度額が示されております。また、低所得世帯に対する3万円及びこども加算2万円の給付、並びに令和6年度に実施された定額減税の補足給付金に対する不足額給付に関しましては国の概算として1億5,618万5,000円の交付限度額が示されておりますが、こちらにつきましては給付実績に応じて交付限度額の追加配分がされることとなります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 合計が7,800、自由に使えると言ったら変ですけど、弥富市独自に考えられて使える部分が7,837万円ということで確認できました。これが今分散して、水道料金引下げ、あるいは給食費引下げに使われるものだというふうに思っておりますので、その辺を確認しまして議案質疑としては終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

本案24件はお手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 横 井 克 典

同 議員 板 倉 克 典

